

2020年12月25日
関西電力株式会社

中央制御室の居住性評価への1～4号機同時被災の反映に係る
高浜発電所3、4号機 設計及び工事の計画認可申請書の記載の適正化について

標記の設計及び工事の計画認可申請（以下、「本設工認」という。）については、令和2年10月30日に申請し、同年12月14日付けで認可（原規規発第20121410号）いただいた。本設工認では、放射線管理施設の基本設計方針において評価の前提条件として1・2・3・4号機の同時被災を考慮すること、要目表において3・4号機中央制御室被ばく評価で1号機及び2号機の外部遮蔽の機能にも期待する（3・4号機共用とする）ことを明記した。

他方、本設工認に先立って令和元年8月7日付けで認可（原規規発第1908072号）いただいた3、4号機の特定重大事故等対処施設に係る工事計画認可申請では、1号機及び2号機の外部遮蔽の機能が必要となる時期を明確にするべく、その共用開始時期に係る注釈を付す軽微変更届出を令和2年10月20日実施した。当該対応を踏まえ、本設工認においても1号機及び2号機の外部遮蔽の機能が必要となる時期の明確化を行う予定であったが、その記載をせずに申請していたことから、申請書の記載を適正化したいと考えている。

具体的には、上述の特定重大事故等対処施設に係る工事計画認可申請において追記した注釈と全く同じものを、要目表に記載している1号機及び2号機の外部遮蔽に対して付すことで、外部遮蔽の機能が必要となる時期を明確化する記載の適正化を図りたい。

本件は、他号機設備を自号機の共用設備とする際に、その運用開始時期を踏まえた申請書記載とすることについて、社内ルールが明確化されていなかったことから発生したものである。よって、本件について申請書作成に係る社内マニュアルへの反映を検討し、その内容の周知を図るものとする。併せて、許認可申請案件の審査状況を共有している社内会議体において、申請書記載修正に係る情報についても共有し、申請案件間の連携を適宜図ることとする。

以上